



SAITAMA 精神保健福祉だより

彩の国
埼玉県
埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっちゃん



埼玉県立精神保健福祉センター 〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2
TEL 048-723-3333(代表) FAX 048-723-1561
ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/b0606/tayori/index.html>

CONTENTS

埼玉県内の精神障害領域における当事者活動の展開	1
1 埼玉県内の精神障害領域における当事者活動の変遷 埼玉県立精神保健福祉センター地域支援担当	
2 地域移行・地域定着ピアサポート活動促進事業について 埼玉県福祉部障害者福祉推進課 障害福祉・自立支援医療担当	
3 地域移行・地域定着ピアサポート活動促進事業における受託事業所の取組紹介 医療法人全和会 生活支援センターアクセス(秩父市)の取組 社会福祉法人あけお福祉会 障害者生活支援センター杜の家(上尾市)の取組	
4 障害者ピアサポート研修事業 埼玉県相談支援専門員協会 岩上洋一	
入院者訪問支援専門員協会の取組について	6
埼玉県福祉部障害者福祉推進課 障害福祉・自立支援医療担当	
公益社団法人埼玉県精神保健福祉協会が設立60周年を迎えました	8
埼玉県立精神保健福祉センター企画広報担当	

No.111
令和8年3月



※当機関誌は、埼玉県立精神保健福祉センターのホームページから、全文ダウンロードできます。是非、ご覧ください。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0606/tayori/index.html>

埼玉県内の精神障害領域における当事者活動の展開

近年、「ピアサポート」への関心が高まっており、精神保健医療福祉施策においても「ピアサポート」がこれまで以上に重要視されています。精神障害を抱える当事者は、治療やリハビリテーションによって回復し、自分らしい暮らしを取り戻す過程において、同じような病気を抱える方々との分かち合いや当事者としての経験を生かした支援を担うなど、ピアサポートとして幅広い活動（当事者活動）を展開しています。

本稿では、当事者活動のさらなる発展に向けて、県内における当事者活動の変遷及び現状について整理いたしました。

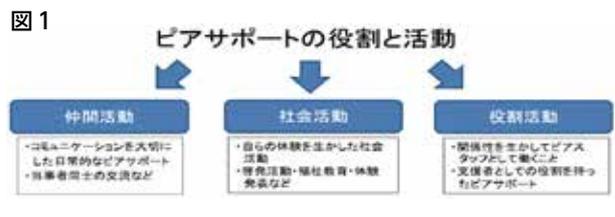
1 埼玉県内の精神障害領域における当事者活動の変遷

埼玉県立精神保健福祉センター地域支援担当

当事者活動について

当事者活動の変遷をたどる前に「ピアサポート」「ピアサポーター」「当事者活動」について文言等を整理したいと思います。「ピアサポート基礎研修テキスト改訂版 Vol.1」によると「ピアサポート」は、「障害のある人生に直面し、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして、仲間として支えること」、ピアサポーターは、「ピアサポートの有効性を活かす実践をしている人」とされています。「当事者活動」は様々な定義がありますが、ピアサポート活動とも呼ばれており、当事者活動とピアサポート活動はほぼ同じ意味で使用されています。また、ピアサポート活動は3つの活動に整理¹⁾図1)されており、コミュニケーションを大切にしながら日常的な仲間同士の支え合いである「仲間活動」、支援の役割を担って行うピアサポートや雇用されて行うピアサポートな

どの「役割活動」、自らの体験を発表するなど社会へ向けた発信、啓発などの「社会活動」があります¹⁾。つまり、当事者活動は、障害を抱える当事者による日常的な仲間同士の支え合いから社会活動まで、幅広く実践するピアサポートの総称と言えます。このことを踏まえて埼玉県内の精神障害領域における当事者活動の変遷をたどってみたいと思います。



1) 障害ピアサポート 多様な障害領域の歴史と今後の展望 岩崎香ほか 2019 中央法規
図1) 令和元年度埼玉県自立支援協議会精神障害者支援体制整備部会資料を一部改変

埼玉県内における当事者活動の変遷

(1) 仲間活動・社会活動の広がり：「埼玉県精神障害者団体連合会 ポプリ」の結成

平成の前半、県内各地域において、小規模ながらも当事者有志による「患者会・当事者会」と呼ばれる当事者グループ（セルフヘルプグループ）が生まれていました。当時、東京を中心に精神障害者団体の全国組織を作ろうという機運が高まっており、その影響を受けて平成5年に県内の当事者会8団体で構成される「埼玉県精神障害者団体連合会 ポプリ」（以下、「ポプリ」）が結成されました。ポプリは、地域で孤立している仲間へ自分たちの活動が届くよう会報を発行するとともに、「ひとりぼっちをなくそう」をスローガンに掲げて県内各地へ出向き、体験発表や当事者としての思いを語り合うイベントを積極的に行いました。イベント「ひとりぼっちをなくそう」は、県内全市町村を回るという計画のもと、新型コロナウイルス感染症が蔓延した令和元年度まで継続され、行政機関や福祉事業所など地域関係者に対する当事者活動の普及、啓発につながりました。

こうしたポプリによる活動は、精神保健福祉センターや県保健所が行う啓発事業において、体験発表を担うことなどにもつながり、当事者の社会活動は急速に拡大しました。平成15年には県のピアカウンセリング事業を受託して、「電話相談」「おしゃべり会」を行うなど、その活動領域を広げ、平成20年には「全国精神障害者連合会（通称ぜんせいれん）全国大会」を埼玉県で開催しました。一方で、近年は会員の世代交代の波に加えて、新型コロナウイルス感染症の蔓延を契機とした活動機会の縮小により、今後の活動のあり方を模索しています。

一方、スポーツを通じた当事者活動も広がりました。従来から、デイケアや福祉事業所等において、レクリエーションの一環としてスポーツを行うことはありましたが、平成16年に全国障害者スポーツ大会が埼玉県で開催されたことをきっかけに、県内では精神障害者のソフトバレーボールチームが数多く結成されました。その後、競技性の向上から、デイケアや福祉事業所等の施設内におけるスポーツプログラム活動に留まらず、地域のクラブチームとして当事者を中心とした運営を試みるチームがいくつも誕生しました。そのほか、精神障害者のフットサルの活動も活発になり、スポーツを通じて支援者・当事者が地域で協働する機会が広がりました。その後、精神障害者バレーボールは全国障害者スポーツ大会の正式競技として採用され、埼玉県は三度の全国優勝を果たすなど、目覚ましい活躍を見せています。

(2) 役割活動の促進：地域移行支援事業におけるピアサポーターの活躍

国の施策として「病状が安定し地域支援体制が整えば退院可能な者」に対する地域移行が掲げられ、埼玉県では精神科病院からの退院促進を目的としたモデル事業が平成14年からスタートしました。長期入院者のうち退院への意欲が低い方などが、地域での生活を思い描き、退院に向けた動機が得られるよう、ピアサポーターが精神科病院内でのグループワークに参加し、院外への外出にも同行するなどの個別支援等が実施されました。このように、ピアサポーターが事業を通じてグループワークや個別支援を担ったことで、支援者との協働はより促進したと考えられます。また、ピアサポーターを養成する研修も同時に行われ、仲間同士の支え合いの大切さを知る機会を提供したことから、当事者活動のすそ野拡大につながりました。その後、個別支援については平成24年に障害福祉サービスとして個別給付化されましたが、一部の事業は、現在も地域移行・地域定着ピアサポート活動促進事業として継続されており、ピアサポーターが活動する機会となっています。

(3) 当事者活動の多様な展開

当事者活動のすそ野が広がり、現在、埼玉県精神保健福祉審議会や埼玉県自立支援協議会など県の会議体においても、当事者が委員に任命されています。また埼玉県地域移行・地域定着ピアサポート活動促進事業を受託した事業所においては、複数の事業所が合同で「ピアサポーター養成研修」を開催することにより、広域での実施を実現させました。現在は、「ピアサポータータイム」というピアサポーター同士の分かち合いや地域、事業所を超えた交流の場へと形を変え、仲間活動を促進しています。

さらに、埼玉県では、令和3年度障害報酬改定により創設されたピアサポート加算に対応するため、「障害ピアサポート研修」を同年度から実施しました。令和6年度には精神保健福祉法令4年改正により創設された「入院者訪問支援事業」をモデル的に実施しました。「障害ピアサポート研修」では、研修開催に向けた準備や当日の運営において、受託事業所のほか、ピアサポーターが中心的な役割を担っています。また、「入院者訪問支援事業」においてもピアサポーターが訪問支援員として、精神科病院に同行訪問するなど、ピアサポーターの活躍の機会は今もなお、より一層の広がりを見せており、これまでの当事者活動の積み重ねが、着実に活かされています。

ここまで、平成の前半から令和に至る埼玉県内の精神障害領域における当事者活動の変遷をたどりました。当事者有志による小さな取組からスタートし、その後、県の事業や各地域での事業にまで領域を広げた活動は、専門職や行政機関にとって「支援する・される」という従来からの関係性を捉え直す

機会になったと考えられます。最後に、県内の当事者グループの創成期から活動し、ポプリの基礎を築いた有村律子さんが当センター精神保健福祉だより（No.34 平成11年発行）のインタビューでピアサポートの本質を語っていただきましたので紹介させていただきます。

『埼玉県の当事者によるセルフヘルプ活動（ポプリの場合）有村律子』

「自分だけがなぜこんなに苦しまなければならないのかと思いながら生活してきたけれど、ポプリに出会って自分一人ではないと思えるようになりました。～中略～ 助け助けられることをとおして前向きに生きていけるようになれました。これは同じ病気の仲間だからこそできたのだと思います。」

精神保健福祉だより No.34（平成11年発行）「精神障害者のセルフヘルプについて」から一部抜粋

2 地域移行・地域定着ピアサポート活動促進事業について

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 障害福祉・自立支援医療担当

はじめに

平成29年2月に厚生労働省による「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム¹⁾」の構築を目指すことが新たな政策理念として示されました。

現在、県では「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築事業」として、精神障害者の方の地域移行に加え、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを推進するため、様々な事業を実施しています。その一環として行っている「地域移行・地域定着ピアサポート活動促進事業」について記載いたします。



事業概要

(1) 目的

本事業は、精神障害の有無に関わらず誰もが住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向を尊重しながら充実した生活を送ることができるよう、ピアサポート活動を促進し、精神科病院における入院患者の減少や地域生活への移行支援、そして地域生活を継続するための支援を推進することを目的としています。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は県ですが、一部業務は相談支援事業所等に委託しています。令和7年度の委託先の相談支援事業所等は、地域相談支援の実績があり、ピアサポート活動を促進するために必要な知識・技術を有し、関係機関と十分な連携体制を築くことができる事業所として、各保健所から推薦を受けた以下の事業所です。

障がい者相談支援センター すずらん（吉川市）	生活支援センター夢の実 （鴻巣市）	障害者生活支援センター 杜の家（上尾市）	ひがしまつやま市総合福祉エリア 総合相談センター（東松山市）
地域生活支援センター 所沢どんぐり（所沢市）	埼玉北障がい者生活支援 センター ふれんだむ（宮代町）	地域生活支援センター向陽 （熊谷市）	就労継続支援事業所 B 型 佐久間さんち（本庄市）
生活支援センター アクセス（秩父市）	障害者相談支援センター くらあじゅ（川越市）	相談支援事業所あゆみ （朝霞市）	

(3) 受託事業所の事業内容

受託事業所にはピアサポートコーディネーター²⁾を配置し、ピアサポーターと協働しながら保健所と連携し、以下の支援を行います。

- ア 地域移行・地域定着のためのピアサポート活動等の促進
- ・精神科病院の入院患者の退院意欲を高めるためにグループワークや同行外出などの支援を行う

- ・退院後に地域で孤立せず安心して暮らせるよう、受託事業所等でのグループワークや個別訪問による地域生活支援を行う
- イ ピアサポートに関する普及啓発活動及びピアサポーター養成活動
- ・ピアサポート講座等を開催し、仲間活動や社会活動などピアサポートに関する普及啓発活動を行う

- ・ピアサポーター養成講座等を開催し、ピアサポーターの養成活動を行う
 - ・ピアサポーターの就労機会確保に取り組む
- 以上の業務が基本的な事業内容です。

精神科病院を訪問してのグループワークなどについては、新型コロナウイルス感染症拡大期は実施が困難でしたが、令和5年度以降は再び取組が活発になっています。令和6年度の実績（全事業所の合計）は【グループワーク等実施回数：119回】【グループワーク等参加者（延数）：536人】と、精神科病院との連携を図りながら多くの方にピアサポーターとの繋がりを持っていただくことができました。

その他、普及啓発活動や相談会、ピアサポーター養成講座、地域定着に資する個別支援等も含め、各事業所の特性や地域の実情に応じて様々な取組が実施されています。より具体的な取組については、受

- 1) 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステム。
- 2) 精神保健福祉士又はこれと同等程度の知識を有する者であり、本事業の業務を円滑に実施するためにピアサポーターの養成・協働等全体的なコーディネート役を担う。

3 地域移行・地域定着ピアサポート活動促進事業における受託事業所の取組紹介

医療法人全和会 生活支援センターアクセス（秩父市）の取組

生活支援センターアクセス（以下、「アクセス」）は、平成21年度から埼玉県退院促進支援事業（現：地域移行・地域定着ピアサポート活動促進事業）を受託し、秩父保健所とともに秩父当事者会「メンバー」に所属するピアサポーター（現在7名）の育成を行っています。

当事業では、毎年行政職員や医療福祉関係者、児童・民生委員などに対しピアサポーターが病気の体験発表を行う普及啓発活動を中心に行うとともに、ピアサポーター養成講座を開催しています。さらに、昨年度からは新たな取り組みとして、ピアサポーター相談会、電話相談を実施しています。ピアサポーター相談会、電話相談の実施に至ったことは、これまでピアサポーター養成講座に取り組んできた成果のひとつです。また、埼玉県ピアサポート基礎研修、専門研修をはじめ外部の研修に積極的に参加し学習を重ねる中で、他地域で活躍する方々から良い影響を受け、個人の支援に関わることに自信がついたことも後押ししています。

ピアサポーター相談会は、月に2回、同法人つむぎ診療所内で、通院患者様を中心に実施していま

託事業所の方々からの寄稿を掲載していますので、そちらを御覧ください。

(4) 終わりに

冒頭で述べたように、県は「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。その中で、地域で自分らしく暮らすピアサポーターの姿は多くの方にとってロールモデルとなり、後押しとなる存在です。本事業は、ピアサポーターの普及や養成に大きく寄与しており、ピアサポーター活動を支える重要な基盤づくりであると認識しています。ピアサポート活動がさらに活発化するように、本事業を通じて関係機関や市町村等に積極的な働きかけを続けることが県の役割と考えています。引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。

す。相談会というよりは、提供するコーヒーを飲みながら世間話をする程度のことではありますが、不安や悩みを話す方もいます。相談会は、1回の開催あたり2時間の実施で、平均15人程の利用があり、穏やかな雰囲気です。ピアサポーター電話相談に関しては、アクセスの職員に話し手を求めて電話をかけてくる利用者に対して実施しています。2週間に1回、平均2～3人の利用があります。双方の活動が継続できている理由として、ピアサポーターの共感力と安心感にあると思います。当事者同士の目線で話をすることは、強みを生かした支援です。

最近では秩父地域において継続的に普及啓発活動を行ってきた成果も出てきており、ピアサポーターという職種への理解も深まっています。ピアサポーター自身もこの活動を行うことでリカバリーし、また他者のリカバリーを支えていけるよう今後も側面から支援していきたいと思っています。

社会福祉法人あげお福祉会 障害者生活支援センター杜の家（上尾市）の取組

障害者生活支援センター杜の家では、当事業が開始された平成25年から受託し、現在は5名のピア

サポーターと協働しています。

ピアサポーターの主な活動を3つ紹介します。1つ目は「上尾市ピアサポート講座」の企画・運営です。上尾市や関係機関との企画会議にピアサポーターも参画し、講座当日はピアサポーターがファシリテーターを務めます。参加者の中には、ピアサポーターがいきいきと活躍する姿を目の当たりにし「自分もあんな風になりたい」と希望が持てた人、参加者同士のつながり（ピアサポート）を通して「苦しんでいるのは自分だけじゃないんだ」と勇気づけられた人がいました。

2つ目は、杜の家地域活動支援センターで行うひきこもりがちな方などを対象とした少人数のグループ活動です。その中でピアサポーターは利用者とおしゃべりやトランプをしたり、一緒に外出したりします。自分の経験を活かし、利用者のペースを大事にして関わるピアサポーターがいることで、安心で

きる場が生まれています。先日は、ピアサポーターがリカバリーストーリーを語り、聞いていた利用者がみんなの前で初めて病気について語り出す場面もありました。

3つ目は、精神科病院に出向いて福祉サービスの説明会や体験発表などを行う啓発活動です。

このように事業を通してピアサポートを実感する機会が増え、ピアサポーターと協働する場面が増えました。個別支援での協働は少ないですが、地域移行支援の場面において入院患者の思いに寄り添い、退院に向けたモデルとなって一緒に歩むことなどピアサポーターだからこそできる支援も実感しています。一方で、事業の枠組みだけで考えるとピアサポートの広がりには限界もあります。今後、事業の推進以外にも当事者や地域、行政と連携しながらピアサポートをさらに広め、ピアサポーターと共に地域移行支援にも取り組んでいきたいです。

4 障害者ピアサポート研修事業

埼玉県相談支援専門員協会 岩上洋一

仕事として働くピアサポーター

障害のある人たちもいきいきと自分らしく生きていくことを望んでいます。しかし、大きな困難、病気、障害による生きづらさを経験することがあります。このような障壁を乗り越えて、自分らしく生きるその道のりをリカバリー（生き方の再発見）と言います。大きな困難や病気、障害を受け止めながらも、自分のできること、好きなことなど長所や強みを生かします。リカバリーにとって大切なことのひとつにピアサポート（仲間との支え合い）があります。

ピアサポートには多様な活動があります。例えば①ちょっと集まってお茶をしたり、どこかに一緒に出掛けたりする中で経験をわかちあう。②小学校の福祉教育などで自分の経験を社会に発信する。③自分の経験を活かしてピアサポートを仕事とする。

仕事として働くピアサポーターには、ピアサポーターとしての「専門性」が求められます。例えば、人をサポートするためにはよいコミュニケーションが欠かせません。守秘義務も発生します。ピアサポーターとしての専門性を身につけるためには研修が必要です。このようにピアサポート活動が広がる中で、障害福祉サービス等の事業所で働くことも期待されるようになりました。そこで、厚生労働省は、精神障害だけでなく、身体障害、知的障害、難病領域も踏まえた、「障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に関する研究」を平成28年に早稲田大学岩崎香さんを主任研究者として開始しまし

た。ピアサポートは障害の種別ごとに取り組みされてきた歴史があります。もちろん、自らの経験を活かすというピアサポートは、障害や病気の特性を踏まえて活動することを考えると、障害種別ごとの活動が進められることの意義が大きいといえますが、一方で、障害種別に関わらず、多くの共通点があることが明らかになりました。

障害福祉サービス等におけるピアサポート

厚生労働省は、このような調査研究を踏まえて、令和2年3月に障害福祉サービス等におけるピアサポートを担う質の高い人材を確保する観点から「障害者ピアサポート研修事業実施要綱」を定めました。そこで示された研修の目的は、自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることで、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することとされています。

令和3年度と令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定（障害のある人向けの福祉サービスに対して、国が事業所へ支払う「サービスの値段（報酬）」を見直すこと）を踏まえて、ピアサポートは、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援での「ピアサポート体制加算」、就労継続支援B型、自立訓練（機能訓練・生

活訓練 * 宿泊型自立訓練を除く)、共同生活援助(移行支援住居の利用者及び退居後共同生活援助の利用者)での「ピアサポート実施加算」、就労継続支援 A 型スコア方式での「ピアサポーター配置」として報酬上も評価されています。この報酬上の評価は、障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した「障害者(ピアサポーター)」と「職員」がそれぞれ配置されていることが条件です。

埼玉県で研修事業がはじまる

県では、障害福祉サービス等の所管課となる障害者支援課が、令和2年12月から、埼玉県相談支援専門員協会(以下、「SSA」とピアサポート研修事業実施に向けた協議を開始しました。まずは、相談支援専門員とピアサポーターとの協働モデルをつくることに主眼が置かれました。

県の担当者と SSA 担当でワーキングチームをつくりました。従前から、精神障害領域でピアサポートの活動を進めてきた県の障害者福祉推進課、精神保健福祉センターと協議の上、県内の有識者、関係者に協力を依頼し、学識経験者、手をつなぐ育成会、膠原病友の会、自立生活センター所沢、盲ろう者友の会や総合リハビリテーションセンターなど様々な障害領域の皆さんに参画いただきました。現在、ワーキングチーム26名(うち障害・難病当事者13名)、事務局5名で運営しています。

令和3年度から基礎研修、専門研修を実施し、令和5年度からはさいたま市と共催となり、令和6年度からフォローアップ研修も実施しています。この間、基礎研修の修了者は330名、専門研修の修了者は250名となりました。

基礎研修は、ピアサポートの基本理念や考え方を学ぶことが中心です。専門研修は、より実践的なス

キルや専門的な知識を深めるための研修です。フォローアップ研修は、実際に活動(現場での経験)した後の振り返りや深化が行われる研修です。

これらの研修は、前述したように障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的としていますので、ピアサポーターと管理者・職員と一緒に学ぶ内容になっています。身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病の方という言葉だけでは伝えきれないのですが、車椅子を利用している人、目の見えない人、聞こえない人、盲ろう者、発達障害のある人、高次脳機能障害者等々とその支援をしている人が同じ内容で研鑽します。研修受講者の満足度(5点満点)は、基礎研修:ピアサポーター4.91、職員4.94、専門研修:ピアサポーター4.81、職員4.73です。障害当事者と管理者・職員と一緒に学ぶ機会を得たことで、「今まで受講したどんな研修よりも満足度、理解度とも高い」といった感想が多く、研修そのものが目指すべき社会像を体感し、共有できる機会となっています。

受講を終えたピアサポーターは、様々な領域で働いています。相談支援事業所で働いている A さんは、ひきこもりがちな人の訪問、同伴受診、精神科病院の退院に向けた茶話会、もちろんケースカンファレンスにも参加しています。自立訓練(生活訓練)で働いている B さんは、「自分らしく」生きていくための社会生活プログラムを担当しています。障害等報酬で評価されない事業である地域活動支援センター、就労移行支援事業所、共同生活援助事業所でもピアサポーターの配置が進んでいます。配置は通過点であって、ここに満足することなく良質なサービスを提供するために、ピアサポーターと管理者・職員が共に研鑽を続けることが重要になります。

入院者訪問支援事業の取組について

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 障害福祉・自立支援医療担当

1 はじめに

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正により、令和6年4月1日から入院者訪問支援事業が新たに法定事業として位置づけられました。県では、令和6年度から「入院者訪問支援検証事業」として試行的にスタートし、段階的に事業を拡大しています。事業概要と県の取組について、ピアサポーターとの連携状況も含めて記載いたします。

2 事業概要

(1) 入院者訪問支援事業の目的

精神科病院に入院されている方の中には、御家族がおらず市町村長同意による医療保護入院をされている方など、医療機関外との面会交流が途絶えることで、孤独感や自尊心の低下が生じている方がいます。このような方からの希望に応じて、外部から訪問支援員が精神科病院を訪問し、入院者の体験や気

持ちを丁寧に傾聴するとともに、入院中の生活に関する一般的な相談や必要な情報提供等を行うことで、入院者本人の孤独感や自尊心の低下を解消することを目的としています。

(2) 訪問支援対象者

対象は、埼玉県内の精神科病院に入院している方であって、

ア 埼玉県内の市町村長同意（さいたま市長の同意を除く）による医療保護入院者

イ アと同等に訪問支援が必要と県が認めた方（御家族との面会交流が途絶えている方など）であり、訪問支援を希望する方です。

このように市町村長同意の方に限らず、その他の入院者であっても外部との面会交流が途絶えている方なども訪問支援の対象に含まれます。

(3) 訪問支援員の役割

主な役割は、傾聴と必要に応じた情報提供です。そのため、退院支援やサービス調整等の直接的な支援は行いません。あくまで入院者に寄り添い、話を聴く立場として訪問し、直接的な支援を希望される場合は御本人自身が医療機関スタッフに相談できるようにサポートを行う、または御本人了解のもと相談内容をお伝えするなどの対応を行います。※訪問支援員の担い手については後述します。

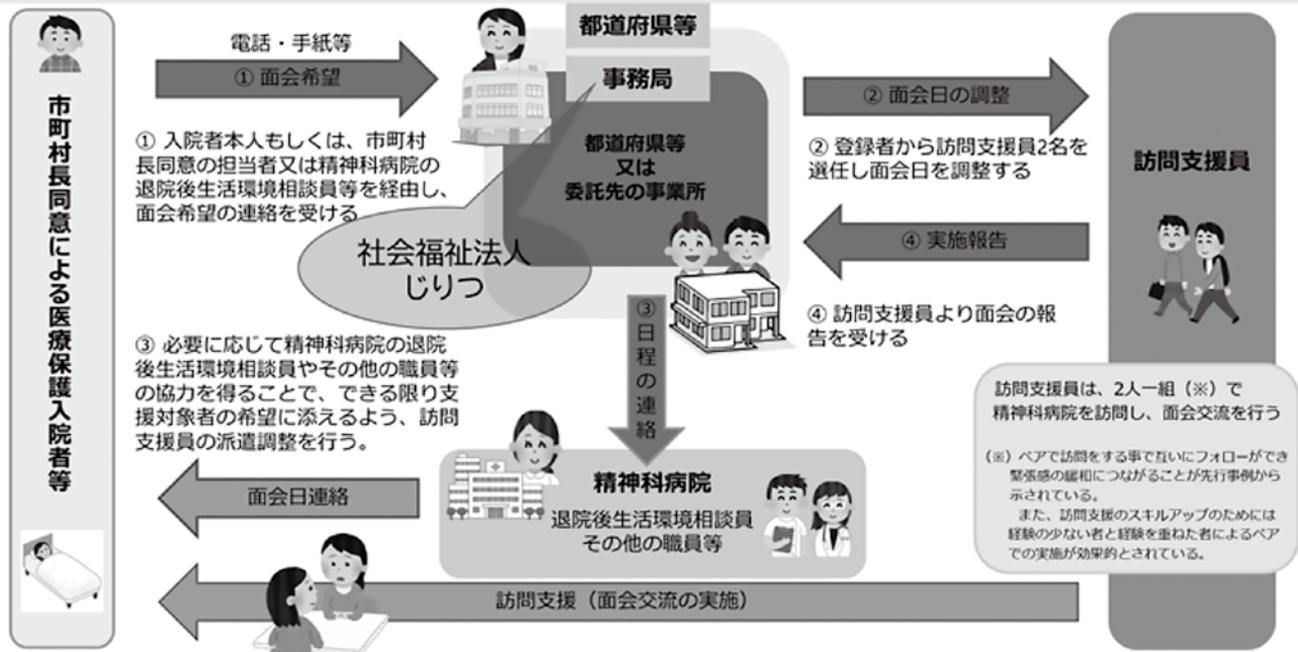
(4) 訪問支援員派遣の流れ

派遣の流れは下図のとおりです。御本人または医療機関スタッフから、県が設置している事務局（令和7年度は社会福祉法人じりつに委託）に連絡いただき、事務局が訪問日程や訪問支援員の調整を行い、訪問支援を実施します。なお、訪問支援は原則お一人2回までです。

訪問支援員派遣の流れ

※参考：厚生労働省資料を一部改変

- 都道府県等は研修を修了した者のうち、訪問支援に適任であると認めた者について、訪問支援員として任命する。
- 入院者から訪問支援員との面会希望があった場合に、派遣調整を行う。
- 本人以外の者からの依頼については、本人の意向であることを確認した上で派遣調整を開始する。
- 事務局は、支援対象者の意向を確認した日付及びその方法等については、個別に記録しておくこと。



3 本県におけるこれまでの取組

(1) 事業開始に向けた準備・検討（令和4年度～令和5年度）

事業の開始に当たり、県自立支援協議会精神障害者地域支援体制整備部会および同部会のワーキンググループで御意見を頂きながら検討を行いました。意見交換の中では、訪問支援員としてピアサポ-

ーターの活躍に大きな期待が寄せられることや、訪問支援員と医療機関との信頼関係が重要であること、県内全ての精神科病院に訪問を行うための訪問支援員養成・配置体制整備の必要性などが議論されました。これらの御意見を踏まえ、県の「地域移行・地域定着ピアサポート活動促進事業」及び「精神障害者早期退院支援推進事業」を実施している相談支援

事業所に所属する専門職とピアサポーターの2名一組で訪問支援を行う方針とし、事業開始に向けた準備を行いました。

(2) 「入院者訪問支援検証事業」の開始

令和6年度から事業を開始しましたが、初年度は検証事業として試行的に開始することとし、埼玉県精神科病院協会の推薦を受けた県内5病院で訪問支援を実施しました。令和7年度からは県内全ての精神科病院を対象とし、段階的に事業を拡大しています。

(3) 訪問支援員の養成状況

訪問支援員として活動するためには、県が実施する訪問支援員養成研修を修了し、選任を受けることが必要です。制度上、訪問支援員に特別な資格は求められておりませんが、先述のとおり、本県では県の各事業を受託する相談支援事業所に所属している専門職とピアサポーターの方々を中心に研修を受講いただきました。

各年度一回の養成研修を実施し、これまでに59名（専門職：32名 ピアサポーター：27名）の方を訪問支援員として養成しました。ピアサポーターが全体の半数弱を占めるのは全国的に例のない状況であり、これまで各事業所、関係機関の皆様にご協力を頂きながら、県としてピアサポーターの養成に取り組んできた一つの成果と考えています。

(4) 訪問支援実績

これまでに14名の方に対して計25回（※令和8年1月末日時点）の訪問支援を実施いたしました。

入院されている方からは主に「話を聴いてほしい」「他の患者さんには面会が来ているが自分には来ないので会いに来てほしい」等の希望が寄せられています。訪問後には「話を聴いてもらえて良かった」「一度訪問支援員に話をしたことで先生や相談員に話をしやすくなった」との声が聞かれ、孤独感や自尊心の低下を防ぐ本事業の目的について一定の成果が見られています。

また、訪問支援員からは実際に訪問支援を行って感じたこととして「患者さんの人となりがたいという気持ちをすごく感じた」「相談員として何か相談を受けるという立場ではなく、御本人を知るために話を聴くという立ち位置の違いがあり、自然な話し合いが成立する」「病気の大変さに共感できる場所があれば、そこに寄り添うことでピアサポーターが訪問する意義があるのではないか」といった意見があがりました。このように、入院者訪問支援事業は今までになかった新しい支援の在り方を示しており、その重要性と推進の必要性を実感しています。

4 終わりに

令和8年度からは検証事業を終え、本格実施とする予定です。訪問支援の対象者や訪問範囲、訪問支援員の選任等に大きな変更はありませんが、各市町村の協力などを得ながら事業周知を強化し、訪問支援を必要とする方へ適切に支援を届ける体制作りを推進してまいります。

最後になりますが、本事業が徐々に軌道に乗ってきましたのは、関係者の皆様の御理解と御協力のおかげです。この場を借りて心より感謝申し上げます。

公益社団法人埼玉県精神保健福祉協会が 設立60周年を迎えました

公益社団法人埼玉県精神保健福祉協会（以下、「協会」）は、本県における精神保健福祉の推進を図るため、埼玉県立精神保健福祉センター（以下、「当センター」）と協力し、講演会の開催や精神障害者スポーツ及び芸術振興、県内精神保健福祉団体への活動助成などを行っています。前身である社団法人埼玉県精神衛生協会が昭和40年に設立され、令和7年に設立60周年を迎えました。令和7年11月29日（土）には記念式典・記念講演がロイヤルパインズホテル浦和にて開催され、これまで協会の発展にご尽力いただいた多くの関係者の皆様にご出席

埼玉県立精神保健福祉センター企画広報担当

いただきました。記念式典は、協会名誉会長で埼玉医科大学名誉学長の山内俊雄先生から「埼玉県精神保健福祉協会に期待すること」と題し、協会の変遷や活動の根幹となる考え方について講演をいただきました。記念講演は、当センターとの共催により令和7年度若者自殺予防講演会を兼ねて開催し、「現代社会とうつ病」をテーマに埼玉医科大学医学部精神医学教授の松尾幸治先生から小中高生など若者の自殺の現状や自殺の一因となるうつ病等の基本的な知識と対応についてご講演いただきました。